

1. 高齢者のための福祉

1. 介護保険制度

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2
 中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

介護保険制度

介護が必要となったとき、要介護者の状態に応じたサービスを受けることができるように介護の必要な高齢者およびその家族を社会全体で支えるための制度です。

- 1 保険者は大村市です（住所地特例者等は除きます。）。
- 2 65 歳になる月に「介護保険被保険者証」が送付されます。
- 3 被保険者
 - ・第 1 号被保険者＝65 歳以上の方
 - ・第 2 号被保険者＝40 歳～64 歳の方
- 4 保険料の支払方法
 - ・第 1 号被保険者＝原則、公的年金から特別徴収（天引き）となります。
 （ただし、年金額が年額 18 万円未満の方や年度途中で異動（65 歳に到達した、他市町から転入したなど）があった方は、普通徴収として納付書や口座振替で大村市に直接お支払いいただきます。）
 - ・第 2 号被保険者＝医療保険と一緒に支払いただきます。
- 5 介護が必要と思ったとき
 - ・介護認定申請書と一緒に「介護保険被保険者証」を長寿介護課へ提出してください。
 - ・認定調査員の訪問による調査と医師の意見書を基に、現在の介護の状態が判定されます。
 - ・判定結果が記載された新しい「介護保険被保険者証」が送付されてきます。
 （記載事項の確認をお願いします。）
 - ・判定は要支援 1、要支援 2、要介護 1、要介護 2、要介護 3、要介護 4 および要介護 5 に分かれます。
 - ・それぞれの利用者の心身の状態にあったサービスを利用するためのケアプランをケアマネジャーに作成してもらってから、介護サービスの給付を受けることができます。
- 6 介護給付費（各種介護サービスを受けるに当たって）

本人負担額＝かかった費用の 1 割（一定以上の所得者は 2～3 割）
 残りの 9 割～7 割は 40 歳～64 歳の方が支払う介護保険料及び国、県、市から支出されます。

》要介護認定者、要支援認定者へのサービス

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

利用者の負担はサービスに係る費用の1割です。

※一定以上所得のある第1号被保険者（65歳以上の方）は介護サービスを利用したときの負担割合は2～3割です。

》居宅サービス

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

サービス名	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や、日常生活の手助けを行います。
訪問入浴介護	寝たきりの高齢者などの家庭を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等でホームヘルパーなどが訪問し、入浴介助を行います。
訪問看護	訪問介護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状を観察したり、床ずれの手当などを行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。
通所リハビリテーション (デイケア)	利用者が医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションなどを受けます。
通所介護 (デイサービス)	利用者がデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援などが受けられます。
福祉用具の貸与	車いすや介護用ベッドなどの福祉用具を貸し出します。
短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)	短期間施設に入所して、介護や機能訓練などを受けることができます。日常生活上の介護を受ける「生活介護」、医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導を行います。
特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどの入所者は、介護保険から必要な介護サービスを受けられます。

※要支援認定者の訪問介護・通所介護サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業になります。

》施設サービス

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

サービス名	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	食事や排泄などに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所できます。食事・入浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。※原則、要介護3以上の方が利用の対象です。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	リハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所します。病状が安定し自宅へ戻れるよう医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。
介護医療院	療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とし、主として長期にわたり療養が必要である方が入所します。療養上の管理、看護などが受けられます。

※要支援1・2の方は施設サービスの利用はできません。

》地域密着型サービス

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

サービス名	内 容
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	介護が必要な認知症の状態の方が、5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事・入浴・排せつなど日常の支援が受けられます。 ※要支援1の方は利用できません。
認知症対応型通所介護	認知症の方がデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。
小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じ、通所を中心としながら、訪問のサービスや宿泊のサービスを組み合わせることで、多機能な介護サービスが受けられます。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。 ※要支援1・2の方は利用できません。
看護小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。 ※要支援1・2の方は、利用できません。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスが受けられます。 ※要支援1・2の方は、利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	食事、排泄などに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所できます。食事・入浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。 ※原則、要介護3以上の方が利用の対象です。

1. 高齢者のための福祉

サービス名	内 容
地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	日中に利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などが受けられます。 ※要支援1・2の方は利用できません。

※要支援認定者の地域密着型通所介護サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業になります。

福祉用具購入費の支給

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL：20-7301

【所在地】 大村市本町458番地2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

厚生労働省が定めた種類の福祉用具を購入した場合、申請に基づき、業者に支払った費用の9割～7割を支給します（利用者負担は1割～3割となります。）。なお、購入費用の上限額は、年間10万円です。

※指定を受けた事業者で購入した場合のみ支給します。

※購入費の支払については、利用者が1割～3割を支払われた後、市が直接事業者へ9割～7割を給付する受領委任払を選択できます（受領委任払の場合、購入前の市の承認が必要です。）。

対象者	要支援1～2の方 要介護1～5の方
対象となる福祉用具の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分 <ul style="list-style-type: none"> ・固定用スロープ（※） ・歩行器（※） ・単点杖（※） ・多点杖（※） （※は貸与と販売の選択が可能）

住宅改修費の支給

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL：20-7301

【所在地】 大村市本町458番地2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

厚生労働省が定めた種類の住宅の改修を行った場合、申請に基づき、業者に支払った費用の9割～7割を支給します（利用者負担は1割～3割となります。）。なお、改修費用の上限額は、20万円です。

※工事前に市の承認を受ける必要があります。

※事前に必ずケアマネジャーに相談してください。

対象者	要支援1～2の方 要介護1～5の方
対象となる住宅改修の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止や移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更 ・引き戸などへの扉の取替え ・洋式便器などへの便器の取替え ・対象となる住宅改修に付帯して必要となるもの

》利用者負担の軽減

【問い合わせ先】 長寿介護課

TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

①高額介護サービス費の支給

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯の合計）が上限額を超えた場合に、超えた分を「高額介護サービス費」として後日支給します。

※所得によって上限額が異なります。

※支給を受けるには、「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要です。

※居住費・食費・日常生活費・個室代や福祉用具購入費・住宅改修費等は支給対象にはなりません。

利用者負担段階区分	利用者負担限度額
課税所得 690 万（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円 （年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方 	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000 円（個人）

②食費・居住費（滞在費）の減額

所得の低い方は、短期入所・介護保険施設での食費や居住費（滞在費）が減額になります。

※事前に「介護保険負担限度額認定申請書」の提出が必要です。

次の 1) 2) のいずれかに該当する場合は減額の対象外となります。

1) 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合。

2) 65 歳未満の人で住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円）を超える場合。

1. 高齢者のための福祉

利用者負担段階		1日の負担限度額				
		居 住 費				食 費
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	市民税非課税世帯で、「合計所得金額+年金収入額」が年間80万円以下の方 (預貯金650万円以下(夫婦なら1,650万円以下))	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 【600円】
第3段階 ①	市民税非課税世帯で、「合計所得金額+年金収入額」が年間80万円以上120万円以下の方 (預貯金550万円以下(夫婦なら1,550万円以下))	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 【1,000円】
第3段階 ②	市民税非課税世帯で、「合計所得金額+年金収入額」が年間120万円以上の方 (預貯金500万円以下(夫婦なら1,500万円以下))	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 【1,300円】

※介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合は、【 】内の金額です。

③訪問介護利用者負担額減額（ヘルパー利用の負担額減額）

下記の条件に該当する方は、訪問介護（夜間対応型訪問介護・生きがい対応型訪問サービス・軽度生活支援員派遣サービス）の自己負担が軽減されます。 ※申請が必要です。

対象者	自己負担
<p>障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が0円となっている方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 満65歳になる前のおおむね1年間に、障がい者施策によりホームヘルプサービス（居宅介護のうち、身体介護および家事援助）を利用していた方で、65歳に達したことにより介護保険の対象となった方</p> <p>(2) 特定疾病によって生じた身体上または精神上的の障がいが原因で、要介護または要支援の状態となった40歳から64歳までの方</p>	なし（0円）

④生計困難者に対する利用者負担額軽減

一定の条件に該当する方が軽減の申出をした事業所を利用した場合に、自己負担額が軽減されます。
介護サービスの一定負担・食費・居住費（滞在費）が100分の75になります。

※老齢福祉年金受給者は100分の50になります。

※生活保護受給者は居住費（滞在費）のみ全額免除になります。

※この軽減を受けるには申請が必要です。

対象者	<p>(1) 1～6の全てに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民税非課税世帯 2 世帯の年間収入が基準収入額以下であること。 <p>※1人世帯の場合150万円、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 世帯の預貯金額（有価証券、債権等も含む）が基準額以下であること。 <p>※1人世帯の場合350万円、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと。 5 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 6 介護保険料を滞納していないこと。 <p>(2) 生活保護受給者</p>
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・介護老人福祉施設 など



1. 高齢者のための福祉

⑤高額介護合算療養費

【問い合わせ先】 国保けんこう課 TEL： 53-4111
 【所在地】 大村市玖島1丁目 25 番地 (内線 111・119)

同じ医療保険に加入している同一世帯の方が、医療保険と介護保険の両方を使い、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に限度額以上の支払いをした場合、申請により払い戻しが受けられます。

※同一世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

※払い戻しになる額が500円未満の場合は支給されません。

<高額介護合算療養費の自己負担限度額>

◆70歳未満

世帯区分	医療負担額
	+ 介護負担額
ア	総所得金額 -基礎控除額 901万円超 212万円
イ	600万円超 901万円以下 141万円
ウ	210万円超 600万円以下 67万円
エ	210万円以下 60万円
オ	住民税非課税世帯 34万円

◆70歳以上

世帯区分	医療負担額 + 介護負担額	
	課税所得	
所得者 現役並み	Ⅲ	690万円以上 212万円
	Ⅱ	380万円以上 690万円未満 141万円
	Ⅰ	145万円以上 380万円未満 67万円
一般		56万円
非課税世帯 住民税	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

*平成30年8月
診療から

※世帯区分や申請方法について、詳しくはご加入の**医療保険者**にお問い合わせください。

大村市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の方は、市役所国保けんこう課です。

》家族介護の支援

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

日常介護用品の支給券を交付します。

※対象となる介護用品：紙おむつ・尿取パッドなど

対象者	要介護4または要介護5に認定された65歳以上の高齢者（住民税非課税世帯に属する方）を在宅で介護している家族
支給限度額	月額 6,250円

》認知症高齢者の支援

徘徊 SOS ネットワーク事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141

TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等の情報を、市に事前登録できます。

※認知症高齢者等の行方不明が発生した際、警察等との連携や、協定団体等に情報提供を行い、迅速な捜索活動を行います。

対象者 認知症または認知症の疑いがある方

介護家族者あんしんサポートサービス事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141

TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

徘徊する高齢者の位置検索システム

GPS 端末機を貸与し、徘徊行動が発生した場合に、GPS 端末機を所持した高齢者の位置確認ができます。

対象者	徘徊行動が見られる認知症高齢者を在宅で介護する家族
利用料	使用料として 月額 1,025円 バッテリー代および位置検索にかかる費用 ※住民税非課税世帯の場合には、加入料金、毎月の使用料ともに市が負担します。

》訪問理美容サービス費の支給

【問い合わせ先】 長寿介護課

TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

在宅で外出困難な者が訪問理美容のサービスを受けた場合に、理美容事業者の移動にかかる経費に充てることができる利用券を交付します。

対象者	大村市内に住所を有し、理容所又は美容所に行くことが困難な者で、要介護3以上と認定を受けている在宅の者
支給額	1回1,500円（対象者1人につき、年間6回以内。年度途中の申請については2か月に1回の回数）



2. 高齢者の介護予防

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方、大村市地域包括支援センターで行う基本チェックリストで生活機能低下が認められた方など介護予防に取り組む必要がある方に対し、介護予防サービスや生活支援サービス等を提供します。

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL：53-8141
TEL：20-7308

【所在地】 大村市本町458番地2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

サービス名		内容
通所型サービス	生きがい対応型通所サービス 高齢者活動支援サービス(A型)	市が指定した事業者が行う生活行為や運動機能向上のためのサービスです。
訪問型サービス	生きがい対応型訪問サービス	市が指定した事業所で行う身体介護・生活援助のサービスです。
	軽度生活支援サービス(A型)	市が指定した事業所で行う生活援助のサービスです。
	短期集中予防サービス(C型)	運動機能や口腔機能低下予防、栄養改善を目的に理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等が自宅を訪問し、ご相談等行います。
その他生活支援サービス	食の自立支援事業	食関連(宅配弁当や買い物など)サービスの情報提供や食生活に関する相談・支援を行います。 ※宅配サービスなどは民間サービスになりますので実費負担です。

》高齢者活動支援施設運営事業

【問い合わせ先】 伊勢町ふれあい館 TEL： 50-1020
 中地区ふれあい館 TEL： 54-1659

要介護1までの65歳以上の市民に対して、要介護化及び要介護状態の重度化を予防するための日常生活に関する指導や相談、自主活動の場を提供する施設として「伊勢町ふれあい館」および「中地区ふれあい館」を運営し、各種活動の支援を行っています。

※事前に利用登録が必要です。

対象者	65歳以上で単身利用が可能な方 ※要介護2～5の認定を受けている方を除きます。
利用料	100円／1日 ※75歳以上の方は無料。

(利用時間) 9:00～17:00

(休館日) 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

》介護予防教室等事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
 TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町458番地2
 中心市街地複合ビル(プラットおおむら)2階

介護予防教室開催の申請をした団体の集会に講師を派遣し、介護予防の意識啓発をはかります。

対象者	市内在住の65歳以上の高齢者が所属する地域の団体等 (老人会、町内会、自主グループなど、おおむね10名以上の団体・グループ)
講座内容	<ul style="list-style-type: none"> ・体力測定 ・栄養と食生活 ・歯と口腔ケア ・クロスエイジング ・椅子運動 ・太極拳 ・スクエアステップ ・シナプソロジー ・飲み込みと聞こえ ・成年後見制度 ・薬の種類と飲み方 ・DVDビデオ体操 ・睡眠について ・バスの乗り方教室 ・人生会議

内容は、毎年変更になる場合があります。

》熟年大学校事業

【問い合わせ先】 大村市中央公民館 TEL： 54-3161
大村市社会福祉協議会 TEL： 53-1351

高齢者の介護予防のため、各種講座や講演会を開催しています。

※講座内容は年度ごとに異なります。

対象者	65歳以上で各講座または講演会に申し込まれた方 ※それぞれ定員があります。
-----	------------------------------------------

<講座開催内容>

健康体操、シニア大学、パソコン教室、スマホ教室 ほか

》シルバーパワーアップ事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

自己の体力や体調にあった運動を行い、健康の維持増進を図るため、シーハットおおむらのトレーニングルームや大村市屋内プールを会員料金で利用できます。

ただし、事前に会員登録のための講習会受講が必要です。

対象者	65歳以上で要介護認定において「自立」と判定された方または同等以上の身体状況の方 ※会員登録の申請日の前月から起算して介護保険料を6月以上滞納している方を除きます。
利用料	150円／1回 ※75歳以上の方は無料。

※利用時間については、各施設へお問い合わせ下さい。

》高齢者リフレッシュ事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

健康増進のため、市が指定する温泉施設（サンスパおおむら内「大村ゆの華」及び「龍神温泉かやぜの湯」）を会員料金で利用できます。ただし、利用は週に3回までとなります。

※事前に会員登録が必要です。

対象者	65歳以上の方 ※会員登録の申請日の前月から起算して介護保険料を6月以上滞納している方を除きます。
利用料	ゆの華：300円/1回 かやぜの湯：300円/1回

※利用時間等については、お問い合わせください。

》高齢者の予防接種助成制度

【問い合わせ先】 国保けんこう課 TEL： 53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目 25 番地 (内線 145)

予防接種は、体調の良いときに指定医療機関で受診してください。なお、指定医療機関については、市のホームページをご覧ください。国保けんこう課へお問い合わせください。

予防接種の種類・自己負担金	対象者
肺炎球菌ワクチン (自己負担金：4,000円)	① 65歳の者（接種日現在） ② 60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方 ※①②のうち、過去に肺炎球菌ワクチンを接種した人は当該予防接種を定期接種として受けることはできません
インフルエンザワクチン (自己負担金：1,800円)	① 65歳の者（接種日現在） ② 60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

3. 地域包括支援センター・認知症総合相談支援センター

》地域包括支援センターの業務

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

地域包括支援センターは、65歳以上の方の医療・介護・保健及び福祉等に関する相談窓口です。住み慣れた地域で安心して生活するために必要な支援を行います。

主な業務	<p>介護予防ケアマネジメント</p> <p>基本チェックリストにて支援が必要と判断される方や介護認定審査会において、要支援1・2の認定を受けた方を対象として、介護予防のためのケアマネジメントを行います。</p>
	<p>総合相談・支援</p> <p>65歳以上の高齢者やその家族等を対象として、地域で安心して、その人らしい生活を営むことができるよう、社会資源の情報提供、サービスの利用など総合相談業務・支援を行います。</p>
	<p>権利擁護、虐待の早期発見・防止</p> <p>高齢者の人権や財産を守る権利擁護、虐待防止事業の拠点として、成年後見制度の活用や、虐待の早期発見・防止の業務を行います。</p>
	<p>地域のケアマネジャーなどの支援</p> <p>ケアマネジャーのネットワーク構築や困難事例等に対する助言などを行います。</p>

》認知症総合相談センターの業務

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

認知症(若年性認知症を含む)の早期発見と重度化予防、生活の困りごとに応じた適切な支援を行います。

- ・「認知症かも・・・」
- ・認知症で専門の病院に受診したことがない
- ・本人は認知症の自覚がなく、病院受診を拒んでいる

こんな時は、地域包括支援センター内に設置している「認知症総合相談センター」へご相談ください。

かかりつけ医への相談方法の助言、介護予防サービスの利用調整、認知症の理解促進等を行います。

4. 介護保険以外の支援

高齢者が安心して生活ができるように介護保険以外においても在宅介護支援サービスを提供しています。

》緊急時の対応支援

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141

TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

緊急通報装置を貸与します。

虚弱な一人暮らしの高齢者などに対して、緊急通報装置を貸与し、救急、犯罪、災害時などにおける通報や、緊急時の位置確認などの検索活動を支援します。

対象者	虚弱な一人暮らしの高齢者 病弱な高齢者夫婦のみの世帯
利用者負担	月額 820 円 バッテリー等の消耗品、緊急時の警備員出動費(※) ※緊急通報時に警備員が出動した場合、警備員出動時の実費が必要となります。

》高齢者自立支援事業

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

在宅高齢者等の生活環境改善を図るサービスを提供します。

地域包括支援センターが作成した介護予防支援計画に基づき、自立支援のためのサービスを提供します。

対象者	65 歳以上で介護認定審査会において「自立」と判定された方のうち、地域包括支援センターが作成する介護予防支援計画において「住宅改修が必要である」と判断された方。
サービスの種類	「在宅老人等生活環境改善事業費補助金」 100,000 円を限度として、工事に要する経費の 10 分の 1～10 分の 3 を控除した額（9 割～7 割）を助成します。 <対象となる工事> ・浴室、トイレ等の手すりの取付け ・玄関等の段差解消 ・滑りにくい床材への変更 ・対象となる住宅改修に付帯して必要となるもの

》 養護老人ホームへの入所

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301

【所在地】 大村市本町 458 番地 2
 中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

65 歳以上の高齢者で、生活環境および経済的事情により、在宅生活が困難であると福祉事務所長が認めた方の入所を養護老人ホーム等に委託します。

利用者負担	入所者およびその扶養義務者の所得に応じて基準額が定められています。
-------	-----------------------------------

》 大村市成年後見支援センター

【問い合わせ先】 大村市成年後見支援センター TEL： 47-8130
 （大村市社会福祉協議会内）

【所在地】 大村市本町 458 番地 2
 中心市街地複合ビル（プラットおおむら）3階

知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が権利や財産を守るための相談窓口です。

主な業務	広報活動 成年後見制度の正しい知識の普及を行います。
	相談 本人や家族、福祉・医療機関等からの相談に応じます。来所・電話・訪問を行い、本人にとって一番よい方法を一緒に考え、支援します。
	後見人支援 成年後見人になった方への専門的助言等を行います。
	制度利用促進のための取組 市民後見人の養成などを行います。



5. 高齢者福祉関連施設

<介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）>

常時介護を必要とし、自宅での生活が困難な要介護者のための入所施設です。（令和5年10月1日）

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 慈恵荘	大村市東大村2丁目1616番地2	20-7120
特別養護老人ホーム 泉の里	大村市東本町583番地	54-2107
特別養護老人ホーム 箕望荘	大村市池田2丁目1163番地23	20-8800

<介護老人保健施設>

病状が安定している要介護者のための入所施設です。（令和5年10月1日）

施設名	所在地	電話番号
医療法人檜山会 介護老人保健施設 うぐいすの丘	大村市東大村1丁目2526番地13	54-7199
リハビリセンター大村	大村市田下町930番地3	55-7811

<養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護施設）>

居宅で養護を受けることが困難な高齢者のための入所施設です。（令和5年10月1日）

施設名	所在地	電話番号
養護老人ホーム 湧泉荘	大村市諏訪1丁目673番地	52-2557

<特定施設入居者生活介護施設>

介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。（令和5年10月1日）

施設名	所在地	電話番号
介護付有料老人ホーム たんぽぽの丘	大村市大川田町433番地	55-9909
介護付有料老人ホーム 方々の家	大村市富の原1丁目1327番地5	46-5995

<地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）>

常時介護を必要とし、自宅での生活が困難な要介護者のための入所施設です。（令和5年10月1日）

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム flora	大村市皆同町438番地3	47-5024
地域密着型介護老人福祉施設 「湖畔の宿 ふる里」	大村市鬼橋町1416番地	27-4500

<認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）>
 認知症の症状がある人が共同生活を行うための入所施設です。 (令和5年10月1日)

施設名	所在地	電話番号
グループホーム 慈恵荘	大村市東大村2丁目1616番地3	46-8555
グループホーム たんぽぽの家	大村市大川田町424番地2	47-6863
グループホーム ライフ	大村市宮小路2丁目1408番地	55-7839
グループホーム たんぽぽ憩の家	大村市大川田町424番地2	47-5996
グループホーム ふぁみりい	大村市向木場町1265番地	49-5126
グループホーム めぐみ荘	大村市西部町495番地7	48-5233
グループホーム 箕望の丘	大村市池田2丁目1163番地24	54-8815
グループホーム かやぜの里	大村市田下町473番地1	51-5029
グループホーム 虹	大村市黒丸町1653番地1	55-6712
グループホーム まごころ	大村市古賀島町120番地15	53-2081
グループホーム 平の庄	大村市宮小路1丁目291番地3	55-2816
グループホーム ねむの木	大村市黒丸町1471番地1	55-8605
グループホーム 泉の里	大村市東本町583番地	54-2107
グループホーム あんのん	大村市協和町710番地1	50-0066
グループホーム ひだまりの家	大村市杭出津2丁目1番地7	53-3232
グループホーム みつばちの家	大村市竹松本町685番地8	55-8135
グループホーム 花みずき	大村市上諏訪町1231番地1	50-1322
グループホーム 花しょうぶ	大村市上諏訪町1174番地31	46-8484
グループホーム ほたる	大村市田下町792番地	55-2022
グループホーム 東大村	大村市東大村2丁目1616番地3	20-7120
グループホーム 湧泉荘	大村市諏訪1丁目174番地2	47-7773

1. 高齢者のための福祉

<有料老人ホーム>

(令和5年10月1日)

施設名	所在地	電話番号
有料老人ホーム 優心苑	大村市野田町56番地	55-4524
有料老人ホーム 泉の里	大村市徳泉川内町829番地	54-2106
有料老人ホーム 松原のさと	大村市松原本町277番地	56-2378
住宅型有料老人ホーム あんしんハウス とみのはら	大村市富の原2丁目6番地1	55-8600
有料老人ホーム 富の原オムズホーム	大村市富の原2丁目321番地1	56-8811
まったりホーム 絆(きずな)	大村市坂口町477番地1	20-8066
有料老人ホーム 太陽	大村市向木場町1653番地2	52-5008
住宅型有料老人ホーム ル・ブランとみのはら	大村市富の原2丁目350番地1	47-6635
マイホーム しんり	大村市上諏訪町880番地1	48-6042
住宅型有料老人ホーム ほほえみ	大村市東三城町29番地	54-8800
有料老人ホーム ベイサイド大村	大村市西部町264番地4	50-1231
ケアホーム秋櫻	大村市西大村本町755番地1	20-7700
うたしデイサービス宿泊棟	大村市杭出津2丁目794番地5	47-8222
有料老人ホーム 泉の里 本町アーケード館	大村市本町387番地1	54-2105
住宅型有料老人ホーム琴音	大村市森園町1625番地1	46-5960
山ぼうし	大村市大川田町952番地6	56-8088
かこまちの家	大村市水主町1丁目747番地57	53-5553

<軽費老人ホーム>

(令和5年10月1日)

施設名	所在地	電話番号
サンライフ	大村市荒平町1250番地	53-3110
ベイサイド大村	大村市西部町264番地1	52-7731

<サービス付き高齢者向け住宅>

(令和5年10月1日)

施設名	所在地	電話番号
たんぼぼ六番館	大村市大川田町416番地1	28-8778
たんぼぼ五番館	大村市富の原2丁目77番地1	55-9292
ケアホーム 光	大村市木場1丁目994番地1	53-8600
サービス付き高齢者向け住宅 みつばちの家原口館	大村市原口町653番地2	47-8871
かやぜの里	大村市田下町372番地1	55-6796
悠久の丘 (サービス付き高齢者向け住宅)	大村市松原2丁目213番地1	47-5121
お住まいあんのん協和町	大村市協和町710番地1	50-0066
合同会社やすらぎの家	大村市宮小路2丁目1342番地1	47-8613
たんぼぼ六番館 別館	大村市大川田町423番地1	28-8778

<その他の施設>

(令和5年10月1日)

施設名	所在地	電話番号
ケアホーム 桜馬場	大村市西大村本町730番地1	50-2002



6. 高齢者の健康保険制度

▶後期高齢者医療

【問い合わせ先】 国保けんこう課 TEL：53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地 (内線110・112)

平成20年4月1日から始まったこの制度は、高齢者のみなさんが安心して医療を受けられるよう、国民全体で支えあうしくみです。

運営は、長崎県後期高齢者医療広域連合（長崎市栄町4-9 TEL095-816-3930）が行い、窓口は市役所になります。 令和5年10月1日現在

対象者	・75歳以上の方 ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方					
医療費の負担割合	病院等にかかったときの医療費の負担割合は1割または2割です。 ただし、所得が多い方などは3割負担となります。					
自己負担限度額	病院などで医療を受けたときに支払う月ごとの自己負担限度額は、下の表のとおりです。 医療費の支払いがこの限度額を超えた場合は、高額療養費を支給します。					
	所得区分	自己負担限度額（月額）			入院時食事代（一食につき）	
		外来（個人ごと）	入院+外来（世帯単位）	4回目以降 ※※		
	① 現役並み所得者Ⅲ（3割） 【課税所得690万円以上】	252,600円 + (医療費(10割) - 842,000円) × 1%		140,100円	460円 (④・⑤のいずれにも該当しない指定難病患者は260円)	
	① 現役並み所得者Ⅱ（3割） 【課税所得380万円以上】(注2)	167,400円 + (医療費(10割) - 558,000円) × 1%		93,000円		
	① 現役並み所得者Ⅰ（3割） 【課税所得145万円以上】(注2)	80,100円 + (医療費(10割) - 267,000円) × 1%		44,400円		
	◆令和4年10月開始 ② 一般Ⅱ（2割） 【課税所得28万円以上145万円未満】	18,000円 または 6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10% の低い方を適用(注3) 年間上限額144,000円	57,600円	44,400円		
	③ 一般Ⅰ（1割） 【課税所得145万円未満であって、2割負担の要件に該当しない被保険者】	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円	44,400円		
	④ 低所得者Ⅱ（1割）(注2)	8,000円		24,600円		210円(注1)
	⑤ 低所得者Ⅰ（1割）(注2)			15,000円		100円
※※過去12か月以内に同一世帯で3回以上の高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの限度額です。						
① 課税所得が145万円以上の人(同じ世帯の人も①の負担区分) ② 課税所得が28万円以上145万円未満であって、その被保険者の年金収入+その他の所得金額の合計が200万円以上(被保険者複数の世帯は320万円以上)である被保険者及びその世帯に属する被保険者 ③ 本人を含む同一世帯のどなたかに住民税が課税されている人 ④ 同一世帯全員が住民税非課税の人 ⑤ 同一世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人(年金収入は80万円以下の人) ※(注1) 過去1年間の入院日数が90日を超える場合は160円に減額。ただし、新たに長期該当の申請が必要です。 ※(注2) 申請により入院・外来時に、医療機関での支払が限度額までとなる「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。なお、低所得者Ⅰ、Ⅱの方は入院時の食事代も減額されます。 ※(注3) 配慮措置★に伴う計算方法です。医療費が30,000円未満であった場合は、30,000円として計算します。						

	<p>★「配慮措置」とは、窓口負担割合が2割の方に対し自己負担の増加を抑えるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。 ※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなります。 複数の医療機関を受診した場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。 ・配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各種申請		
療養費	内容	コルセットなどの補装具をつけた場合、自己負担分を除く額（9割または8割または7割）が支給されます。
	申請に必要なもの	保険証・本人の預金通帳・医師の証明書・10割負担で支払った領収書
高額療養費	内容	同じ月内で、医療費の自己負担額が高額になった場合（前ページの表参照）に支給されます。一度申請した方は、次回からは申請の必要はありません。
	申請に必要なもの	保険証・本人の預金通帳
高額介護合算制度	内容	世帯内で、医療保険と介護保険の両方から給付を受けることにより、自己負担額（8月から翌年7月の1年間分）が高額になった時、限度額を超えた分が支給されます。該当する方へは、後日通知いたします。
その他の給付		
はり・きゅう施術	内容	広域連合が指定したはり師、きゅう師から受けた「はり」、「きゅう」について助成が受けられます。 助成の内容：施術1回につき700円、1か月に5回が限度
	助成の受け方	保険証を提示して、施術を受けてください。 施術料金の一部を助成します（本人負担額が減ります）。
健康診査	内容	後期高齢者医療の被保険者の方も、特定健診と同様の検査を受けることができます。 詳しくは103ページをご覧ください。
口腔ケア	内容	口の中の衛生、かむ力、飲み込む力といった口腔機能の向上のため、「お口の中の健康支援」を行います。費用は無料です。
	受診の方法	広域連合が指定する歯科医に限られます。 受診券が必要ですので、事前に市国保けんこう課にお申し込みください。 例年12月中旬が締切となっていますのでご注意ください。

70歳～74歳までの医療（国民健康保険）

【問い合わせ先】 国保けんこう課

TEL：53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

（内線111・119）

国保は、職場の健康保険などに加入していない方の医療を保障する保険制度です（皆保険制度）。

医療費の負担割合	2割（または3割） 前年の所得により8月から負担割合が変わることがあります。			
自己負担限度額 （月額）	<p><限度額適用（・標準負担額減額）認定証></p> <p>非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者Ⅰ及びⅡの方は「限度額適用認定証」が申請により交付されます。この認定証を医療機関に提示すると、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります。（下表、自己負担限度額参照）</p> <p>*非課税世帯は入院時の食事代も減額されます。</p> <p>また、マイナ保険証であれば、認定証が不要になります。（一部例外あり）</p> <p>◆自己負担限度額</p>			
	負担区分		自己負担限度額（月額）	
			外来（個人ごと） 外来 + 入院（世帯単位）	
	所得者 現役並み	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+ （医療費（10割）－842,000円）×1% （4回目以降は140,100円）
		Ⅱ	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+ （医療費（10割）－558,000円）×1% （4回目以降は93,000円）
		Ⅰ	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+ （医療費（10割）－267,000円）×1% （4回目以降は44,400円）
	一般		18,000円 （144,000円）※ 1	57,600円 （4回目以降は44,400円）
	住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ		24,600円
		低所得者Ⅰ※2		15,000円
			8,000円	
<p>※1：負担区分が一般の人については、外来にかかる自己負担額の年間（前年8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して、144,000円の自己負担限度額が設けられています。</p> <p>※2：低所得者Ⅰは住民税非課税世帯で、所得が0円である人。ただし年金収入については80万円以下の人。</p>				
申請に必要なもの		保険証・世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの		

各種申請		
療養費	内容	コルセットなどの補装具を作成した場合や、やむを得ず医療機関に保険証の提示ができなかった場合などは、自己負担分を除く額（7割～8割）が支給されます。
	申請に必要なもの	保険証・印かん（朱肉を使用するもの）・世帯主の預金通帳・医師の証明書（やむを得ず保険証の提示ができなかった場合は不要）・10割負担で支払った領収書・世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※装具の種類によっては、写真の提出が必要な場合があります。
高額療養費	内容	同じ月内で、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により支給されます。 ※限度額については24ページに掲載しています。
	申請に必要なもの	保険証・印かん（朱肉を使用するもの）・世帯主の預金通帳・世帯主のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※領収書は必要ありませんが、食事療養費差額申請を申請するときは領収書が必要となりますのでご注意ください。
高額介護 合算療養費	内容	医療保険と介護保険の両方を使い、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に限度額以上の支払いをした場合、申請により超過分が支給されます。 該当者には、通知が届きます。
特定疾病療 養費受療証	内容	厚生労働大臣が定める特定疾病の認定を受けた方が申請をした場合「特定疾病療養受療証」が交付されます。この「特定疾病療養受療証」は、医療機関ごとに特定疾病の治療に支払う一部負担金の1か月の限度額が1万円となります。
	申請に必要なもの	保険証・医師の意見書（申請書への「医師の意見欄」記入または前健康保険で発行の「特定疾病療養受療証」の写し、「身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）」の写しでも可）
その他の給付		
はり・きゅう 施術	内容	大村市が指定したはり師、きゅう師からうけた「はり」、「きゅう」について、施術1回につき700円、1か月に8回を上限に助成が受けられます。
	助成の受け方	保険証と印かん（朱肉を使用するもの）を施術所へ持参してください。施術料金の一部を助成します（窓口での本人負担額が減ります）。
特定健診	内容	国民健康保険の被保険者について、健康診断の制度があります。 詳しくは103ページをご覧ください。